

「農業保険法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

○パブリックコメントにおける御意見の概要及びそれに対する考え方

	御質問・御意見	回答
1	農業者の現状に合わせた基準設定になるのは良いことだと思います。適用は「令和 7 年 1 月 1 日以降に保険期間が開始する？」とありますが、令和 6 年加入者はこれから栽培・収穫作業に向かっていくと思うので、より現状に近づけるのならば適用を令和 6 年契約からにしたほうが良いと思います。	令和 6 年に保険期間が開始する保険契約については、既に改正前の内容で保険契約を締結し、保険期間がスタートしている加入者が大多数であるため、今回の改正は、令和 7 年に保険期間が開始する保険契約から適用することとしています。
2	畑作物交付金を補償の対象とする件について 収入保険で畑作物の交付金を基準収入に含めないといけない事は加入者から望まれておらず、保険料を余分に払う認識を持たれています。また、基準収入を算出するにあたり畑作物の交付決定通知が無いと、どの品目でいくら支払われたのか判断できず決定通知を紛失された加入者の対応に困ります。 畑作物の交付金を補償の対象とするのか否かは加入者の選択によるものとしていただきますようお願いします。	畑作物の交付金は、基本的に収量に連動した仕組みであり、気象災害等で収量が減少した場合や地震等で作付困難となった場合には、収量減少等に伴う収入の減少だけでなく交付金による収入も減少し、経営に大きな影響が出るおそれがあります。同交付金を基準収入の算定に入れることで、その分の収入減少を収入保険で補填できるため、その分の保険料を余分に支払って頂いているものではありません。経営全体の収入を対象とする収入保険の趣旨からも畑作物の交付金については販売収入と一体で取り扱うべきであり選択制としていません。 また、基準収入の算定に当たっては、過去の品質区分別の実績数量が必要となりますが、当該実績数量は、会計帳簿等で確認できればよく、交付決定通知書での確認を必須とするものではありません。

※上記のほか、改正案の内容とは関係がないと考えられる御意見を 8 件いただきました。ありがとうございました。